

会員規約

一般社団法人民間学童保育協会

(総則)

第1条 本規約は、定款第2章の規定に基づき、当法人の会員（定款第5条第1項各号に掲げる会員をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものである。

2 本規約は、定款第5条第1項各号に掲げる会員に関して適用する。

(会員の入会資格)

第2条 会員の種別ごとの入会資格は、各号に定めるとおりとする。

(1) 正会員

民間学童保育施設を運営する個人又は法人（父母会等の権利能力なき社団を含む。以下同じ。）であること。

(2) 協賛会員

入会資格は特に定めない。

(入会申込)

第3条 会員として入会しようとするものは、別紙様式第1「入会申込書」に必要事項を記入し、かつ正会員として入会するものについては次項に掲げる書類を添付して、当法人に提出することにより、申し込むものとする。

2 前項の、正会員として入会するものが入会申込書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 運営する学童保育施設に関する情報が記載された書面（パンフレット等）

(2) 法人にあつては、登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）

(3) 権利能力なき社団にあつては、定款又はこれに相当する規約及び代表者の選任を証する書面の写し

3 次のいずれかに該当するものは、会員となることができない。

(1) 不当な目的によって入会しようとするもの

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定する暴力団又は暴力団員に該当するもの

(入会)

第4条 当法人が入会の申込を受けたならば、理事会は遅滞なく入会の承認又は拒絶を決定し、代表理事が当該決定に基づき書面をもって当該申込者に通知するものとする。

- 2 前項において、申込者が次のいずれかに該当する場合には、理事会はその入会を拒絶する旨の決定をするものとする。
- (1) 入会申込書若しくはその添付書類に不備があり、又はこれらの内容に虚偽がある場合
 - (2) 申込者が前条第3項のいずれかに該当する場合
 - (3) 正会員として入会しようとするものが、第2条第1号に定める入会資格を有していない場合。
 - (4) その他入会を拒絶する正当な事由がある場合
- 3 入会承認の通知を受けた申込者は、次条第1項の規定により入会金及び初年度の年会費を納入することにより、会員の資格を取得する。

(入会金及び年会費)

第5条 入会承認の通知を受けた申込者は、当該通知が発せられた日から2週間以内に、入会金及び初年度の年会費を当法人に納入するものとする。

- 2 会員は、毎事業年度の末月に、翌事業年度分の年会費を納入するものとする。
- 3 前2条の支払は、当法人の主たる事務所に持参し、又は当法人が定める金融機関口座に振込送金することにより行うものとし、その費用は会員の負担とする。
- 4 入会金及び年会費の額は、次表のとおりとする。

会員種別	入会金	年会費
正会員	10,000円	20,000円
協賛会員	50,000円	20,000円

(会員の権利)

第6条 会員は、当法人が発行する機関誌を受け取り、その他当法人の事業活動に関する告知又は情報を受け取ることができる。

- 2 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての権利を有する。
- 3 協賛会員は、当法人の協賛会員である旨公に表示することができる。

(変更届等)

第7条 会員は、入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、その内容を別紙様式第2「変更届」をもって当法人に通知するものとする。

- 2 前項の変更届には、必要に応じ、変更した事実を証明する書面を添付するものとする。

(退会)

第8条 会員は、別紙様式第3「退会届」に必要事項を記入して当法人に提出することによ

り、任意にいつでも退会することができる。この場合、当該退会届が当法人に到達したときに、当該会員は会員の資格を喪失する。

- 2 会員は、定款第10条第3号又は第4号の事由により会員資格を喪失した場合には、速やかに退会届に必要事項を記入して当法人に提出するものとする。ただし、自然人である会員が死亡し又は失踪宣告を受けた場合にあっては、その相続人が届け出るものとする。

(除名)

第9条 当法人は、定款第9条の規定により、会員を除名することができる。

- 2 会員が次のいずれかに該当する場合には、定款第9条第3項の除名すべき正当な事由があるものとみなす。

(1) 入会申込書若しくは変更届又はこれらの添付書類の内容に虚偽があった場合

(2) 会員が第3条第3項各号に該当する場合

(会員名簿の備え置き及び閲覧)

第10条 当法人は、会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置く。

- 2 会員は、当法人に対し、会員名簿における自己の記載の閲覧又は当該記載の写しの提供を請求することができる。

- 3 会員は、会員名簿における自己の記載内容に誤りがあった場合には、当法人に対し訂正を求めることができる。

(個人情報及び秘密の保護)

第11条 当法人は、会員の個人情報について、次の各号に掲げる目的にのみ利用するものとし、その他の目的には利用してはならないものとする。

(1) 社員総会の招集の通知その他当法人の運営又は事業活動に関する連絡

(2) 機関紙の送付その他当法人の事業活動に関する告知及び情報の提供

(3) 前各号のほか、当法人の事業活動上正当な目的

- 2 当法人は、会員の個人情報及び正会員の事業運営上の秘密を、法令の定める正当な事由なく第三者に提供してはならないものとする。

- 3 会員は、当法人の役員、職員又は他の会員の個人情報及び当法人の事業運営上の秘密を第三者に提供してはならないものとする。

(規約の変更)

第12条 本規約は、第5条第4号については社員総会の決議により、その他の条項は理事会の決議により、変更することができる。